

社会奉仕を義務付ける制度を更生保護制度において行う場合に考えられる論点について

1 社会奉仕を義務付ける制度として考えられる枠組みの概要

I 保護観察における従来の遵守事項（一般遵守事項及び特別遵守事項）のほかに、新たな遵守事項（例：社会奉仕遵守事項）を設ける方法

→ 更生保護法に新たな条を追加する。

II 保護観察における特別遵守事項として、新たに、社会奉仕を義務付ける類型を設ける方法

→ 更生保護法第51条第2項に新たな号を追加する。

2 考えられる主な制度目的とそれに伴って生ずる論点

① 「犯罪に対する制裁」あるいは「社会への償い」を目的とする場合

→ 対象の範囲（保護観察処分少年及び少年院仮退院者は除かれるのか等）

→ 現行の保護観察制度との整合性

→ 行政機関が設定、変更及び取消しをすることの妥当性

→ 社会奉仕活動を一部実行した後に、遵守事項違反があり、矯正施設に収容されるに至った場合、既に実行した社会奉仕活動をどのように評価するか。

② 「対象者の改善更生」を目的とする場合

→ 憲法第18条後段（「犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」）との関係

→ 対象の範囲（保護観察処分少年及び少年院仮退院者を含むのか等）

→ 社会奉仕を義務付けることが本人の改善更生に資することについての実証的研究の要否

③ 上記①・②共通の論点

→ 制度導入の必要性

→ 社会奉仕活動の供給確保

→ 実行態勢